

2021年7月1日

政策及び手続の再検討期間中の連邦の 死刑執行の一時停止のためのメモランダム

日本語仮訳：特定非営利活動法人 CrimeInfo

<https://crimeinfo.jp>

原文 <https://www.justice.gov/opa/page/file/1408636/download>

司法次官、司法副次官、省部局の長のためのメモランダム

司法長官メリック・ガーランドより

主題：政策及び手続の再検討期間中の連邦の死刑執行の一時停止

司法省は、連邦刑事司法制度において、誰もが合衆国の憲法及び法により保障された権利を与えられるばかりでなく、公正かつ人道的に取り扱われることを確実にしなければならない。その義務は、死刑事件においては特別な効力をもつ。死刑の継続的使用については、適用における恣意性、非白人への質的に異なる影響、死刑その他の重大事件において無実が明らかになる人が悩ましいほどの数にのぼることを含む、深刻な懸念が、全米において挙げられてきた。こうした重大な懸念は、立法者による慎重な調査と評価に値する。その間、司法省は、死刑に適用される現行連邦法の執行において、公正さと人道的な取扱いに対する義務を誠実に守らなければならない。

過去2年間、司法省はこの領域における政策と手続に一連の変更を加えた。それらの変更は、20年近くの間で初めての連邦の死刑執行を伴った。司法省の政策と手続が、このメモランダムに表明された原則と合致することを確実にするため、私は司法次官に以下の再検討に着手し、かつ指揮するよう求める：

これらの再検討が継続している間、連邦における死刑執行は予定されない。

- A. **連邦死刑執行規程補遺 (the Federal Execution Protocol Addendum) の再検討。** 2019年7月、当時の司法長官は刑務所局に対し、単一の薬物、ペントバルビタールナトリウム（“ペントバルビタール”）の使用を規定した連邦死刑執行規程への補遺を採用するよう命じた（司法長官のためのメモランダム、「連邦刑務所局の連邦死刑執行規程補遺の要約 (Summary of the Federal Bureau of Prisons' Federal Execution Protocol Addendum)」(2019年7月24日)参照）。ペントバルビタールの使用は、苦痛を伴う肺水腫を惹き起こす危険があると結論付ける医療専門家もいるが、連邦最高裁判所は、ある死刑執行が行われようとする直前、その危険は“連邦裁判所による最終段階での介入を正当化する”

には不十分である、とした (Barr v. Lee, 140 S. Ct. 2590, 2591 (2020)(per curiam))。個人を人道的に取扱い、不必要な痛みや苦しみを避けるという我々の責任についての重大な疑義を生じさせるには、危険とは、こうした救済に対する連邦最高裁の高度の基準をみたす必要はなく、あるいは、第8修正に違反する必要もない。これらの考慮事項が十分に勘案されることを確実にするため、私は刑務所局に対し、さらなる再検討の間、補遺の使用を停止するよう命じる。

私は政策局に対し、司法次官の監督のもと、再検討を調整するよう求める。再検討には、司法統計局・刑務所局・麻薬取締局・民事局・市民権局・刑事局・国立司法省研究所・連邦執行官局を含むすべての関係する司法省部局、保健福祉省を含む他の国家および連邦の機関、医療専門家、経験豊富な死刑事件弁護士、また、必要に応じて一般市民を含むその他の利害関係者との協議が含まれるべきである。再検討では、ペントバルビタールの使用に伴う痛みと苦しみの危険性を評価すべきである。補遺のうち、その他関連するいかなる部分についても取り扱ってよい。

- B. *死刑執行方法の規則の再検討。* 2020年11月27日、司法省は、“連邦死刑法 (18 U.S.C. § 3596) により認められたいかなる方法においても死刑執行を行う、より高度の柔軟性を連邦政府に与えるため”、連邦の死刑執行方法に適用される規則を修正した (85 Fed. Reg. 75,846, 75,847頁 (2020年11月27日))。2020年12月28日に施行されたこの修正は、許容される死刑執行方法を、致死薬注射にとどまらず、“刑が科された州の法により規定された他のいかなる方法”にまで拡張した (前同75,854頁)。また、この修正は、連邦の死刑執行における州の施設と職員の使用を認め、かつ、司法長官に対し、規則への例外を作り、職務を司法省内部で委任する権限を与えることを含む、数多くの手続上の変更を行った (前同75,854-75,855頁参照)。

これらの問題から、さらなる考察が当然に認められると私は判断する。したがって、私は、政策局に対し、司法次官の監督のもと、これらの修正が変更ないし撤廃されるべきか否か、されるべきとすればどの程度かを熟慮するため、及び、規則に対してなされるべき他のいかなる変更についても考慮するため、2020年11月の修正についての再検討を調整するよう求める。その再検討には、上記Aにおいて詳述した適切な協議が含まれるべきである。

- C. *司法省マニュアル (Justice Manual) の規定の再検討。* 2020年12月及び2021年1月、司法省は、死刑執行を促進するため司法省マニュアルの第9編第10章への変更を採択した (J.M. §§ 9-10.190(B), 9-10.210参照)。これらの変更は、長年にわたる実務から離れるものであった。したがって、私は、司法次官に対し、刑事局及びその他関係部局と協議のうえ、第9編第10章への変更を再検討し、かつ、これらの変更及び第9編第10章内のその他の規定が撤廃されあるいは修正されるべきか否かおよびその程度について熟慮するよう求める。